

## ○鈴鹿工業高等専門学校追認試験に関する規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 1 3 号

最終改正平成 28 年 1 月 26 日

### 鈴鹿工業高等専門学校追認試験に関する規則

(趣旨)

第 1 条 授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則（平成 16 年規則第 8 号）

第 9 条の規定に基づく追認試験については、この規則の定めるところによる。

(追認試験の実施)

第 2 条 追認試験は、第 1～第 4 学年については修了認定会議終了後、第 5 学年については卒業判定会議終了後の定められた日に実施する。

(追認試験を受けられない場合の取扱い)

第 3 条 病気又はやむを得ない事由により追認試験を受けることができない者は、事由を付して(病気の場合は医師の診断書を添付する。)校長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する追認試験は、当該事由等の状況を踏まえ適切な時期に実施することができる。

3 正当な事由なくして追認試験を受けない者は追認試験を放棄したものとみなし、当該授業科目の単位の未修得が確定する。

(不正行為の取扱い)

第 4 条 追認試験中に不当行為を行った者は、その時以後の試験を受験することができない。また、追認試験全ての科目の成績は 0 点となり、未修得が確定する。

(追認試験の事務)

第 5 条 追認試験に関する事務は学生課教務係が担当する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 26 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。